

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月27日
【会社名】	東邦ホールディングス株式会社
【英訳名】	TOHO HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 濱田 矩男
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
【電話番号】	03(4330)3735
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 荻野 守
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
【電話番号】	03(4330)3735
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長 荻野 守
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 9,771,900,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,528,875,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年5月21日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年5月21日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	5,000,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年5月27日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年5月27日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成25年5月27日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	5,000,000株	9,771,900,000	-
計(総発行株式)	5,000,000株	9,771,900,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成25年5月21日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90～ 1.00を乗じた価 格(1円未満端 数切捨て)を仮 条件とします。	未定 (注)1、2	(注)3	100株	自 平成25年6月10日(月) 至 平成25年6月11日(火) (注)4	1株につ き発行価 格と同一 の金額	平成25年6月14日(金) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tohohd.co.jp/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年6月3日(月)から平成25年6月7日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年6月4日(火)から平成25年6月7日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月4日(火)の場合、申込期間は「自 平成25年6月5日(水) 至 平成25年6月6日(木)」、払込期日は「平成25年6月11日(火)」

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年6月6日(木) 至 平成25年6月7日(金)」、払込期日は「平成25年6月12日(水)」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年6月7日(金) 至 平成25年6月10日(月)」、払込期日は「平成25年6月13日(木)」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、
となりますのでご注意ください。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年6月4日(火)の場合、受渡期日は「平成25年6月12日(水)」

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、受渡期日は「平成25年6月13日(木)」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、受渡期日は「平成25年6月14日(金)」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、受渡期日は「平成25年6月17日(月)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 北沢支店	東京都世田谷区北沢二丁目25番20号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	500,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	500,000株	
計	-	5,000,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,771,900,000	13,000,000	9,758,900,000

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年5月21日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,758,900,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限486,595,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,245,495,000円について、平成28年3月末までに6,600百万円を設備投資資金に、平成28年3月末までに3,400百万円を子会社への投融資資金に、残額については平成26年3月末までに返済期限を迎える金融機関からの借入金の返済資金に充当する予定であります。

設備投資資金は、5,000百万円を東北エリアへの商品供給を担う新物流センターの建設に、1,000百万円を営業拠点の集約化と再整備のための資金の一部に、300百万円を物流センターの改修整備に、300百万円を医師及び薬剤師の開業、開局支援用ショールームの増設に充当する予定であります。

投融資資金は、当社子会社である東邦薬品株式会社に2,700百万円を貸付け、当該子会社において、顧客支援用システムの開発、コールセンターのシステム更新及び人事関係のワークフローシステム更新等に充当する予定であります。また、当社子会社であるファーマクラスター株式会社に500百万円を貸付け、当該子会社において、営業支援用システムの開発及び調剤薬局事業の業務集約化のためのシステムの開発等に充当する予定であります。更に、当社子会社であるオーファントラストジャパン株式会社に200百万円を出資し、当該子会社において、稀少疾病用医薬品の情報収集のための拠点の設置費用等に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書(第64期)「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設」に記載された設備計画の内容については、本有価証券届出書提出日(平成25年5月27日)現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力 (注) 2
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円) (注) 3		着手	完了	
提出 会社	埼玉物流セン ター(埼玉県久 喜市)	医薬品卸 売事業	物流センター 移転のための 建物及び設備	9,790	5,159	自己資金	平成21年 9月	平成25年 11月	
提出 会社	阪神物流セン ター(兵庫県伊 丹市)	医薬品卸 売事業	物流センター 移転のための 建物及び設備	7,650	6,138	自己資金	平成23年 9月	平成25年 7月	
提出 会社	札幌物流セン ター(北海道札 幌市白石区)	医薬品卸 売事業	物流センター 移転のための 建物及び設備	2,213	1,060	自己資金	平成24年 8月	平成25年 10月	
提出 会社	東北物流セン ター(仮称)	医薬品卸 売事業	物流センター 移転のための 土地、建物及 び設備	5,000		自己株式 の処分資 金	平成26年 4月	平成27年 3月	
提出 会社	東邦薬品(株)所轄 の各営業所	医薬品卸 売事業	営業拠点集約 のための土 地、建物及び 設備	2,000		自己資金 及び自己 株式の処 分資金	平成25年 10月	平成28年 3月	
提出 会社	大宮物流セン ター(埼玉県さ いたま市北区)	医薬品卸 売事業	一般用医薬品 向け物流セン ターの改修整 備	300		自己株式 の処分資 金	平成26年 10月	平成27年 3月	
提出 会社	東邦薬品(株)所管 の施設	医薬品卸 売事業	開業、開局支 援用ショー ルールの増設	300		自己株式 の処分資 金	平成26年 4月	平成27年 3月	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

3 投資予定金額の既支払額は、平成25年4月30日現在の数値を記載しております。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	750,000株	1,528,875,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.tohohd.co.jp/news/index.html>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年5月21日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成25年6月10日(月) 至 平成25年6月11日(火) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から750,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、750,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式の一部を取得するために、野村證券株式会社は500,000株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出し(以下「本件募集売出し」という。)の受渡り日から平成25年6月24日(月)までの間を行使期間(以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。(注)1)として上記当社株主から付与されます。また、同じくオーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入れ株式の返却に必要な株式の一部を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成25年5月27日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式250,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成25年6月26日(水)を払込期日として行うことを決議しております。(注)2

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年6月19日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)1)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社はグリーンシューオプションを行使することにより当社普通株式を取得し、さらに不足が生じる場合には、その不足分について本件第三者割当に係る割当てに応じることにより当社普通株式を取得する予定であります。したがって本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、取得予定株式数からグリーンシューオプションの行使により取得した株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われず、また野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分も全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1 グリーンシュエオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年6月4日(火)の場合、グリーンシュエオプションの行使期間は「平成25年6月12日(水)から平成25年6月24日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月7日(金)から平成25年6月19日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月5日(水)の場合、グリーンシュエオプションの行使期間は「平成25年6月13日(木)から平成25年6月24日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月8日(土)から平成25年6月19日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月6日(木)の場合、グリーンシュエオプションの行使期間は「平成25年6月14日(金)から平成25年6月24日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月11日(火)から平成25年6月19日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成25年6月7日(金)の場合、グリーンシュエオプションの行使期間は「平成25年6月17日(月)から平成25年6月24日(月)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年6月12日(水)から平成25年6月19日(水)までの間」

となります。

2 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 250,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 割当先 | 野村証券株式会社 |
| (4) 申込期間(申込期日) | 平成25年6月25日(火) |
| (5) 払込期日 | 平成25年6月26日(水) |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴ  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家がその行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年5月28日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年6月4日から平成25年6月7日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

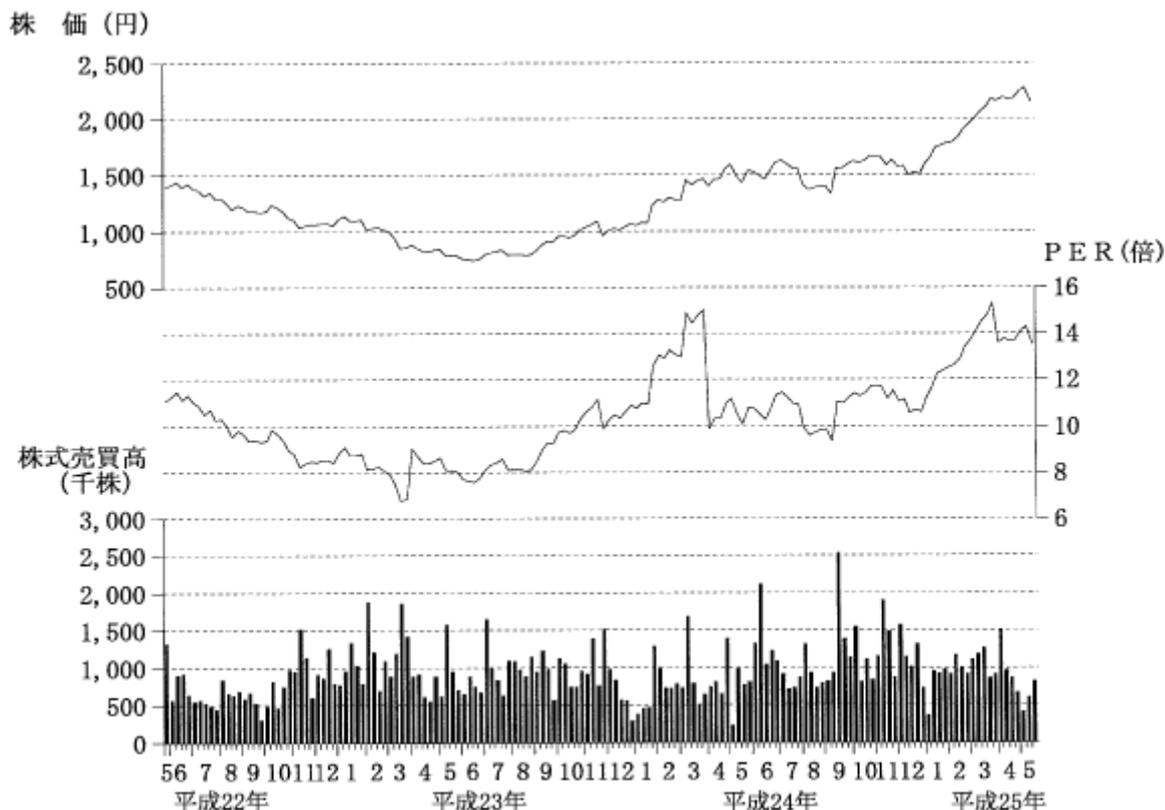
- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.toho.co.jp/news/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

【株価情報等】

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成22年5月24日から平成25年5月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

平成22年5月24日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年4月1日から平成25年5月17日については、平成25年5月10日に公表した平成25年3月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成24年11月27日から平成25年5月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成24年11月26日	平成24年12月3日	大量保有報告書	3,809,600	4.87
三菱UFJ投信株式会社				148,100	0.19
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社				85,600	0.11
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成24年12月24日	平成25年1月4日	変更報告書	1,267,400	1.62
三菱UFJ投信株式会社				159,300	0.20

- (注) 1 三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は共同保有者であります。
- 2 三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJ投信株式会社は共同保有者であります。
- 3 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)平成24年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)平成24年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)平成24年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)平成25年2月14日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年5月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年4月26日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成25年2月13日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年5月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。下記「1 対処すべき課題」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年5月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。下記「2 事業等のリスク」は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、__ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、下記「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載された事項を除き、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年5月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

< 内部統制等について >

当社グループでは会社法の規定に基づき、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、誠実な業務の履行にグループ全体で取り組んでおります。特にコンプライアンスおよびリスク管理については、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、定期的に会合を開催しております。この委員会では、コンプライアンスを社内でも推進するための対策を検討し、特に薬事法、独占禁止法および景品表示法（医療用医薬品卸売業公正競争規約）に関する法規等を、平成23年4月に制定した「共創未来グループ倫理綱領」において重要関連法規と定め、遵法活動を最優先事項とし、さらなる徹底を図っております。また、平成20年度より、金融商品取引法に定められた「財務報告に係る内部統制」が適用され、全社的な内部統制の有効性に関する評価を行い、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定し、当該業務プロセスについても内部統制の有効性に関する評価を行っており、引き続き内部統制の有効性の維持管理に努めてまいります。

< 財務基盤について >

財務面におきましては、今後とも収益重視の販売方針を堅持するなか、利益蓄積による純資産の充実を進め、財務体質の強化と自己資本の充実を図ってまいります。有利子負債依存度も低く、資金繰りは良好であります。平成25年3月までに、売上債権回転月数（6ヶ月平均）2.65ヶ月、商品回転月数（6ヶ月平均）0.50ヶ月の目標達成を目指してまいりましたが、平成25年3月末では、売上債権回転月数2.59ヶ月、商品回転月数0.74ヶ月となりました。今後も効率化推進に努め、売上債権回転月数（6ヶ月平均）2.50ヶ月、商品回転月数（6ヶ月平均）については3ヶ所の大型物流センターの稼働や災害対応のための営業所在庫も考慮し、0.65ヶ月の目標に挑戦いたします。

< 事業継続計画について >

東日本大震災の経験を踏まえ、停電対策として非常電源設備（発電機を含む）設置拠点の増強、24時間温度維持が可能な保冷コンテナの配備等を進める一方、基幹システムおよび周辺システムの完全二重化を実施しております。今後も営業情報システムの二重化等、種々の災害対策を実施してまいります。

< 地球環境保全活動について >

当社グループでは、東邦ホールディングス株式会社と東邦薬品株式会社を中心にして「地球環境保全活動」に積極的に取り組んでおります。

平成23年度から、国の緊急節電対策を受け、グループ全社規模で節電対策を展開いたしました。電力の需給問題が不安定な状況が続くことから、平成25年度におきましても、国民運動規模の緊急節電対策が展開されることが想定されます。

当社グループにおきましては、単なる節電に留まることなく、生産性の向上とエネルギーの合理的な使用を両立させる省エネ活動を推進してまいります。

《医薬品卸売事業部門》

< 流通改善の推進について >

平成24年3月に日本医薬品卸業連合会が発表した医療機関との取り引きについての声明を受け、未妥結・仮納入、総価取引、薬価差問題の是正、契約条件の事前明示と覚書による確認について、グループ全体で取り組んでおります。

また、平成22年4月より試行的に導入された「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」を主とする新薬価制度は、特許期間中の新薬の薬価を保護する一方で、新薬や未承認薬の開発を患者様目線で促すことが目的であり、医療機関の理解をいただきながら医薬品個々の価値に応じた価格形成を目指し、その定着に最大限の努力を傾注してまいります。

当社グループといたしましては、引き続きより国民の視点に立った医薬品流通を確立し、医薬品卸としての存在価値を高めるべく、流通改善に取り組んでまいります。

< 共創未来グループについて >

東邦薬品株式会社を中核とする共創未来グループは、売上高1兆円超のプレゼンスを有し、仕入れ・物流・基幹システム等の共同化を実現しております。また、完全子会社の東邦薬品株式会社を中核とした事業運営・管理体制としております。小泉薬品株式会社につきましては平成25年7月1日付で、北関東地区および甲信越地区の本間東邦株式会社、小川東邦株式会社、株式会社須江薬品、山口東邦株式会社の4社につきましては平成25年10月1日付で、グループ経営資源の全体最適化と企業価値の最大化を図り、変化の激しい経営環境に対して迅速に対応していくことを目的として、東邦薬品株式会社と事業統合（吸収合併）を実施する予定であります。

< 葦の会について >

葦の会につきましては、従来より積極的に共同販促を行いアローアンス（販促報奨金）を獲得するとともに、新たな卸機能の共同開発に向けた取り組みと協議を継続的に進めております。

< 新たなビジネスモデルと業態開発に向けた取り組みについて >

当社は患者様や消費者が必要な薬を確実に手に入れることができるように、インターネット上で一般用医薬品を予約し調剤薬局で受け取ることができるウェブサイト「e健康ショップ」を開設、平成23年10月から運用を開始いたしました。平成25年3月期連結会計年度においては、より患者様や消費者の利便性を考慮し、サイトリニューアルを平成25年3月に行いました。インターネットの利便性を生かしながら薬剤師の適正な服薬指導を受けることができるモデルになっております。また、高齢化や医療環境の変化に伴うニーズの多様化に応じて、平成24年12月1日から全国規模で医療材料を必要な時に必要な分だけを届ける「医療材料の分割販売（サービス名：ENIFme）」を開始いたしました。

また、スペシャリティ医薬品は、個別化への対応や難しい疾患での取り扱いの難しい薬剤が多くなるため、その流通にあたっては医薬品卸売業として、それぞれの製品の価値を実現し最大化すべく、新たな役割や機能が求められております。今後予想されるこうした市場環境の変化を背景に、これまで医薬品卸売事業で培ってきたスペシャリティ医薬品の一部独占販売のノウハウを生かし、「オーファントラストジャパン株式会社」を設立いたしました。

また、海外事業の取り組みとして、中国大手の医薬品・医療機器卸である「九州通医薬集団股？有限公司」（本社：中国湖北省武漢市）と、中国国内の病院・診療所、薬局に対し、日本および海外メーカー製品を中心とした医薬品・医療機器、健康食品・健康器具等の卸売りを主な事業とする合弁会社「湖北共創医薬有限公司」（本社：中国湖北省武漢市）を設立し、事業展開しております。

< 収益性について >

共創未来グループのスケールメリットや経費低減への取り組みは同業他社のグループ化による水準を上回る状況に達しているものと判断しております。今後も、売上高総利益率の最大限確保に向けた取り組みや販管費率のさらなる低減のほか、国内市場での売上拡大が見込まれる新製品への取組強化や重点メーカーとの取引拡大、当社独占販売メーカーの取組強化などにより、得意先との連携強化を図ってまいります。また、次世代型卸機能の開発等に努め、新たな収益源としてのフィージビネスの開発、コンサルテーション機能の収益化に取り組んでまいります。

< 事業インフラの一元化について >

事業インフラの一元化につきましては、業務効率の改善と間接業務のコストを削減し、生産性アップを図るために、財務経理システム、人事給与システムを統一し、グループ各社の一般事務の集約、見直しによる標準化を推進してまいります。

< 物流機能について >

当社グループは、医薬品卸としての果たすべき使命を「安心、安全の医薬品流通の実現」と考えております。今後の取扱高の伸長や顧客への直送体制の拡大に対応すべく、トレーサビリティの一層の充実と東日本大震災を教訓とした災害対策を考慮した「TBC 阪神」（兵庫県伊丹市）、「TBC 埼玉」（埼玉県久喜市）を平成24年4月に、「TBC 札幌」（北海道札幌市）を平成24年12月に、それぞれ着工いたしました。卸機能、サービスのさらなる充実を図り、平成25年度に本稼働いたします。従来より、既存の物流センターで実現している出荷精度をさらに向上させ、「セブン9」（=99.99999%）を目指してまいります。

また、既存の物流センターで培ってきたノウハウを反映した、倉庫内における一連の物流業務を一元管理し、効率化を図るための管理システムの導入により、医薬品のロット番号や有効期限等を管理することで、お得意先までのトレーサビリティを実現し、安全と安心を提供いたします。ホストコンピューターおよび倉庫内管理システムの二重化、無停電装置の設置や定期的な災害訓練の実施等により、災害時にも医薬品を安定供給できる体制も整えてまいります。

< 営業スタイルの革新について >

当社グループでは、卸機能強化の観点から、MS（医薬品卸の営業担当者）による販促活動に関する情報を迅速にきめ細かくMR（製薬メーカーの医薬情報担当者）に提供するため、メーカーとの情報交換システムの構築を図りました。MSを支援する携帯端末「Meissa」（スマートフォン）から音声認識を活用して行動報告を入力することにより、タイムリーかつ高品質な情報提供と、帰社後の内勤業務の削減を実現しております。

また、東西コールセンターについては、対応履歴のデータベースを活用して業務の改善を図りましたが、引き続き営業所における品切れや配送が間に合わないことによる機会損失の防止、ENIFや分割販売に関連する問い合わせの削減、販売促進（アウトパウンド）、医薬品情報の提供（DI）を行っております。また、新たな取り組みとしてTBC 阪神、TBC 札幌に併設するコールセンターには営業所の内勤業務機能を集約し営業統轄本部、物流本部、平成25年4月1日に発足したブランド戦略本部が一体となって業務スタイルの革新にも取り組んでまいります。

< 顧客支援システムについて >

当社は徹底した顧客視点、患者様視点により、同業他社にはない独創的な発想で自社開発した顧客支援システムにより、医療機関の様々な経営課題の解決や一般消費者の利便性の追求にチャレンジしております。有料サービスとして展開する「ENIF（携帯型情報端末で受注や情報検索ができる双方向システム）」や「ENIFファーマシー（医薬分業支援システム）」、「LXMATE-HeLios（診療予約システム）」、診療所における新患獲得のための「初診受付予約サービス」、「ファーマストリームENIFclubプラン（Web-learning：インターネット薬剤師生涯教育講座学習支援プログラム）」、「e-ENIF.net（インターネットを利用した在庫管理・発注支援システム）」、「ENIFvoiceSP（音声認識薬歴作成支援システム）」、「ENIFwin Nex-Sus（統合型院内物流在庫管理システム）」、「ENIFme（医療材料分割販売）」等当社グループの顧客支援システムは、その多彩な機能や利便性から平成25年3月期連結会計年度も普及が進んでおります。これらのシステムが浸透度を増していくにつれて、同業他社との差別化や取引安定化、事業効率化に資することが期待されることから、これらサービスのさらなる改良と普及および新たなソリューションの開発については、今後においても営業戦略上の重要な課題であります。平成25年3月期連結会計年度においては、医療（請求）・薬歴（患者情報）・一般用医薬品販売および商品販売（POSシステム）・在庫・発注・在宅等の業務をネットワークでトータルに管理し、メーカー毎に互換性がないという薬局の悩みを解消したシステム「ENI-Pharma」シリーズを自社開発し、販売を開始いたしました。

《調剤薬局事業部門》

< 調剤薬局事業について >

当社グループでは、地域かかりつけ薬局のこれからの健全な経営を、独自の顧客支援システムを含めた営業力で全面的にサポートする一方、調剤薬局との垂直協業の具体的な展開においても、基本理念である「共創未来」の精神に立脚し、調剤薬局と処方元と患者様のつながりを大切にする機能型の新しいソフトアライアンスモデルを追求し、長期的な視野で安定収益事業に育成してまいります。今後グループ各社の管理業務の集約化等により、コストダウンを図りながら調剤薬局事業における全体最適の実現を目指してまいります。

また、地域医療において独立経営での存続を考える中堅中小の調剤薬局を支援するものとして、「薬局共創未来研究会」を立ち上げております。「薬局共創未来研究会」では、個々の薬局では対応困難な課題である「経営効率化」、「患者支援機能」、「薬剤師の確保・教育研修」等とともに解決していくことを目指しております。

2 事業等のリスク

当社及び当社グループの事業その他に関する主なリスクは以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年5月27日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 医薬品卸売事業におけるリスク

薬価基準改定および医療保険制度改革の影響について

当社グループの主要取扱商品である医療用医薬品は、薬価基準に収載されております。薬価基準は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」として、厚生労働大臣が告示するものであり、医療保険で使用できる医薬品の範囲と医療機関が使用した医薬品等の請求価格を定めたものであります。従って、基本的に薬価基準は販売価格の上限として機能しております。

この薬価基準については、厚生労働省が市場における医療用医薬品の実勢価格調査（以下「薬価調査」といいます。）を行い、その結果を薬価基準に反映させるために2年毎に改定が行われております。当社グループの業績は、薬価基準改定前の医療機関等の買い控え及び薬価の引下げ改定後の価格動向の影響を受ける傾向にあります。

このように、薬価基準改定を含めた医療保険制度改革の改正は、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特有の商慣習について

当業界には、医薬品を価格未決定のまま医療機関・調剤薬局に納入し、その後に価格交渉を始めるという特異な取引形態が見られるため、価格交渉に長期間を要する場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

医薬品の流通においては、医薬品メーカーから医薬品卸売業者に割戻金と販促報奨金が支払われております。

割戻金は、仕入金額等に対して主として累進性の割戻率が設定され、医薬品卸売業者は割戻金獲得によって仕入価格の実質的な引下げとなります。

従って、医薬品メーカーの営業政策・価格体系等に変更があった場合、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 調剤薬局事業におけるリスク

薬価基準改定および医療保険制度改革の影響について

調剤薬局事業は、前記薬価基準に基づく医療用医薬品販売収入ならびに健康保険法に定められた調剤報酬点数に基づく調剤料および薬学管理料等が主要な収入となります。従って、薬価基準が改定されたときに、また調剤報酬が改定されたときに、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、政府が医療保険財政健全化を目的として行う制度改革は、その動向によっては患者数の減少および医療機関による処方箋発行枚数の減少等の状況を招く可能性もあります。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

このように、薬価基準改定を含めた医療保険制度の改正は、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

特有の業界環境について

イ．医薬分業制度について

調剤薬局事業は、医療機関が発行した処方箋に従って、医療用医薬品の調剤を主たる事業としております。従って、医薬分業の今後の進展状況等業界全体をめぐる環境に変動が生じた場合、ならびに処方箋発行医療機関に処方箋発行の廃止(院内処方への回帰)、移転および廃業等の事情が生じた場合、受取処方箋の数が変動する場合があります。その場合、その変動状況によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ロ．調剤業務について

医療用医薬品の性格上調剤過誤が生じた場合、人体に損害を生じさせる可能性があります。人的過失等の事由により調剤過誤が発生したときは、多額の賠償金の請求を受けるだけでなく、既存顧客の信用および社会的信用の低下を招くおそれがあります。その場合、その内容によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ハ．消費税について

調剤薬局事業者が患者に販売する医療用医薬品は、消費税法により非課税商品となっておりますが、調剤薬局事業者が卸売事業者から購入する医療用医薬品には、同法により消費税等が課税されております。そのため、調剤薬局事業では、消費税等の最終負担者として費用計上しております。従って、将来消費税率が改定されたときに薬価基準がその変動率に応じて改定されなかった場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

ニ．薬剤師の確保について

調剤薬局においては、薬剤師以外の調剤業務が禁じられています。従って、営業時間を通じた薬剤師の常駐体制および患者サービスの維持が確保されない場合、当社グループの薬局維持、新規開設および業績に影響を与える可能性があります。

(3) グループ事業共通のリスク

個人情報の管理について

当社グループは、医薬品卸売事業においては医療従事者、調剤薬局事業においては患者について、それぞれ多数の個人データを取り扱っております。医療従事者および患者に関する個人データは、その資産価値および高秘密性から、その取り扱いに不備があった場合、一般的な個人データの漏洩の場合に比し、より重い賠償責任が生じる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

東邦ホールディングス株式会社 本店
(東京都世田谷区代沢五丁目2番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。